

極海航行船の救命艇等の通信能力に関する事項

改正規則等

無線設備規則
無線設備規則検査要領

改正事項

極海航行船の救命艇等の通信能力に関する事項

改正理由

極海コードでは、極海（北極海域及び南極海域）を航行する船舶に対する要件が規定されており、本会もこれを規則に取入れている。

しかしながら、当該コードにおいて、救命艇等で避難の際に使用する通信装置の数、性能等についての取り扱いが不明確であったことから、IACS は、当該取り扱いが明確となるよう検討を行い、IACS 統一解釈 SC292 として採択した。

同統一解釈は 2019 年 1 月に開催された IMO 第 6 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR6）において合意され、2019 年 6 月に開催された IMO 第 101 回海上安全委員会（MSC101）において MSC.1/Circ.1612 の付録として承認された。

このため、IACS 統一解釈 SC292 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 無線設備規則における文言を改めた。
- (2) 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇で使用される不可欠な通信装置に要求される稼働時間及び稼働状態を規定した。
- (3) 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇で使用される不可欠な通信装置の搭載数を規定した。

改正条項

無線設備規則 5.1, 5.2.2, 5.3.2
無線設備規則検査要領 5.2, 5.3.2